

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付要綱

制 定 令和4年4月1日（市長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、次条に定める事業所を市内に新たに整備し、または既存事業所の定員を増員する民間法人に対して、予算の範囲内において必要な費用を補助することにより、医療的ケア児の日中活動支援事業所等の整備を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象事業所）

第2条 補助の対象とする事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所として、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号）が定める基準を満たし、当市から指定児童発達支援事業所として指定を受ける事業所
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所のうち、主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所として、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号）が定める基準を満たし、当市から放課後等デイサービス事業所として指定を受ける事業所
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所のうち、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）が定める基準を満たし、当市から指定を受ける日中のみサービスを提供する事業所

（対象事業者）

第3条 この補助金の対象者は、法人格を有し、川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金選定委員会設置要綱（令和4年4月1日 川健障計第666号）に基づく川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金選定委員会で選定された事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、事業所の開設、定員の増員に必要な費用のうち、別表に掲げるものの他、市長が特に必要と認めるものとする。

(交付要件)

第5条 補助の対象となる事業所は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 5年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの
- (2) 障害福祉サービス・地域相談支援受給者証に、障害児支援区分1以上かつ医療的ケアスコア16点以上、もしくは障害児通所受給者証に医療的ケア区分2以上と記された児童が、事業所指定年月日の2か月後以降に、1か月あたり18人日以上（既存施設の定員を2人増やす場合は12人日以上、1人増やす場合は6人日以上）利用することが見込まれること
- (3) 当該年度の1月までに事業所指定の完了が見込まれること
- (4) 既に当要綱に基づく補助金の交付を受けた者については、交付を受けた年度から、5年以上経過した者であること。

(額の算定)

第6条 補助金額の算出は、別表に定めるものの他、市長が特に必要と認める額とする。

(端数処理)

第7条 前条の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象事業者は、委託契約及び工事契約締結前に、川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備事業補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に補助金の申請を行うものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助金交付の適否及び金額を決定するものとする。

2 前項により、補助金の交付を決定したときは、速やかに川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助対象事業者宛て

通知するものとする。

(交付請求等)

第10条 補助金は、前条第2項の通知後、適法な請求を受けてから30日以内に、概算払いにて支払うものとする。

(届け出等)

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事に着手したとき
- (2) 工事を完了したとき
- (3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき
- (4) 事業を中止し、又は廃止するとき

(市内中小企業者への優先発注)

第12条 市長は、補助対象事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき

イ その他市長が必要と認めるとき

- (2) その他市長が必要と認める条件

2 補助対象事業者は、前項第1号の規定により市内中小企業者による入札を行い、又は見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることが証明できる書類（以下「証明書」という。）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有

資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助対象事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない証明書を提出した者を除く。

- 3 本条第1項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合においては、第8条に規定する交付申請を行う際に、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を提出するものとする。

（実績報告）

第13条 補助対象事業者は、年度末までに、次に掲げる書類を速やかに市長に提出するものとする。

- （1）川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金実績報告書（第3号様式）
- （2）発注実績報告書

- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとする。

（額の確定）

第14条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金額確定通知書（第4号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項における確定額を超える補助金の交付を受けている場合は、確定額を超える額について、速やかに返還するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還等）

第15条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助の目的に反して補助金を使用したとき
- （2）不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき
- （3）補助対象事業所において、政治的活動又は布教活動を行ったとき

(4) 第5条の規定が履行できないとき。ただし、やむを得ない事情がある場合は除く。

(5) その他この要綱に違反したとき

(財産処分の制限)

第16条 補助対象事業者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、売却し、又は担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入等の納付)

第17条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助対象事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第18条 補助対象事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長に前項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の整備等)

第19条 補助対象事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び監査)

第20条 市長は、必要と認めるときには、補助対象事業者に対して、補助事業に係る関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

(委任等)

第21条 この要綱に定めのない事項については、川崎市補助金等の交付に関する規則によるほか健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、適用する。

別表

<p>補助対象 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、設計監理費、設計費（以下「設備関連費」という） ・備品購入費（2万円以上） ・土地・建物賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ※事業所指定日を起点として前3か月後ろ2か月の計5か月以内 ※土地建物仲介手数料及び礼金を含む ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ※事業所指定日の前2か月以内かつ3名以内 ・職員確保費用（宣伝広告費） <p>※補助事業実施の目的で、新たに行う契約行為が対象（ただし、人件費は、体制届出上の増員または勤務時間の増加を対象とする）</p> <p>※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外</p>
<p>補助額</p>	<p>補助対象経費の合計(当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額)に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員3人以上の新規事業所を整備、開設する場合 <ul style="list-style-type: none"> ※既存の事業所（主として重症心身障害児を通わせるものを除く）を廃止し、第2条に規定する事業所を開設する場合を含む。 <p style="margin-left: 40px;">基準額 15,000,000円</p> ・既存の事業所に、定員3人以上の別の種別の事業所を増設し、多機能型とする場合（例：既存の児童発達支援に放課後等デイサービスを増設） <p style="margin-left: 40px;">基準額 7,500,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">ただし、建物設備の改修（設備関連費）を伴う場合は次のとおり。</p> <p style="margin-left: 40px;">基準額 12,000,000円</p> ・既存の事業所の定員を3人以上増員する場合 <p style="margin-left: 20px;">（2人以下の増員を行う場合は、次の基準額を人数割りした額）</p> <p style="margin-left: 40px;">基準額 7,500,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">ただし、建物設備の改修（設備関連費）を伴う場合は次のとおり。</p> <p style="margin-left: 40px;">基準額 12,000,000円</p>

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 造成工事に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

所在地
法人名
代表者名

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付申請書

標記について、次により川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

1	申請額	金	円
		(内訳)	
		設備関連費補助	円
		備品購入費補助	円
		土地建物賃借料補助	円
		人件費補助	円
		職員確保費補助	円
		市長が特に認める額	円

2 事業所の名称 ※新規開設の場合は、仮称も可

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 設備関連費の見積書、仕様書の写し
- (3) 備品等見積書の写し
- (4) 土地・建物賃借料がわかる書類の写し
- (5) 地図、平面図、立面図、各室面積表、工程表
- (6) 人件費見積書
- (7) 職員確保費用（宣伝広告費、手数料等）見積書の写し
- (8) 収支予算計画書の写し（開設年を含む5年間）
- (9) その他市長が必要と認めた書類

※(2)(3)(7)については、第12条の規定により、複数の見積書もしくは入札（見積り）が行えないことに係る理由書の添付が必要な場合があることに留意すること

第2号様式（第9条関係）

川崎市指令 第 号

所在地
法人名
代表者名

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金については、次の条件を付して
金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 に整備する医療的ケア児日中活動支援事業所等の費用として使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 2 この補助金の実績報告は、年度末までに速やかに行うこと。
- 3 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第3号様式（第13条関係）

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者 所在地

法人名

代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備に係る補助事業について、川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績

（別紙）事業実績報告書のとおり

事業実績報告書

1 対象事業所の概要

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 事業所の種類

児童発達支援

放課後等デイサービス

短期入所（日中一時支援）

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 事業所整備の区分

新規開設

事業所の増設（多機能化）

定員の増員

(5) 利用定員

	現在定員	増加定員	合計
児童発達支援	人	人	人
放課後等デイサービス	人	人	人
短期入所（日中一時）	人	人	人

※新規開設の場合は、「現在定員」の記入不要

※多機能化、定員の増員の場合は、現在定員も記入

(6) 事業所指定年月日

2 医療的ケア児の利用実績

【対象児童】

障害福祉サービス・地域相談支援受給者証に、障害児支援区分1以上かつ医療的ケアスコア16点以上、もしくは障害児通所受給者証に医療的ケア区分2以上と記された児童

【事業所指定年月日から2か月後以降の対象児童の利用実績】

2か月後	3か月後	4か月後	5か月後	6か月後	7か月後
月	月	月	月	月	月
人日	人日	人日	人日	人日	人日

【参考～事業所の増設、定員の増員の場合】

期間合計	期間平均
人日	人日

前年度期間合計	前年度期間平均
人日	人日

3 事業所整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係 (自己所有地、区分所有地、借地、買収(予定)地の別)
- ウ 事業所の面積 延床面積 _____ m²
うち新たに開設(増設)する床面積 _____ m²
- エ 建物の構造

(2) 支出済事業費総額

- ア 設備関連費 _____ 円
- イ 備品購入費 _____ 円
- ウ 土地建物賃借料 _____ 円
- エ 人件費 _____ 円
- オ 職員確保費補助 _____ 円
- カ その他の対象費用 _____ 円

(3) 設備関連の施工期間

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日 年 月 日
- ウ 着工年月日 年 月 日
- エ 竣工年月日 年 月 日

(4) 土地建物賃借の期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 契約期間 年間

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 設備関連契約書の写し
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- 3 備品等購入内訳及び領収書の写し
- 4 土地建物賃借料の契約書及び通帳または領収書の写し(補助対象期間のみ)
- 5 給与明細等人件費の支払いが証明できる書類の写し(補助対象期間のみ)
- 6 職員確保費用(宣伝広告費、手数料等)の領収書の写し
- 7 各室面積表、建物平面図及び立面図
(※交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 8 主要部分の写真
- 9 事業所整備に関わる収支決算書の写し

第4号様式（第14条関係）

川崎市指令 第 号

所在地
法人名
代表者名

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金額確定通知書

年 月 日付けで補助金の交付を決定しました、川崎市医療的
ケア児日中活動支援事業所等整備補助金については、金 _____ 円を
交付することと確定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長